

消毒用アルコールの安全な取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法で定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいことから、多量に取り扱う場合には換気が必要など火災予防に留意する必要があります。

つきましては、以下のことにご注意ください。

- 1 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くでは使用しないでください。
- 2 室内の消毒や消毒用アルコール容器の詰め替え等を行うときは、可燃性蒸気が滞留するおそれのない通風性の良い場所や換気が行われている場所で行ってください。
また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けて下さい。
- 3 消毒用アルコールの容器を設置、保管する場所は、直射日光や高温となる場所を避けてください。
また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えないようにしてください。
- 4 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合には、漏れやあふれ、飛散に注意してください。
また、詰め替えをした容器に「消毒用アルコール」である旨や、「火気厳禁」等の注意事項を記載してください。

消防法や火災予防条例の規制数量について

- 消防法の規制を受ける数量
消毒用アルコールを 400L 以上、貯蔵・取扱いする場合は、消防法により許可が必要です。
 - 火災予防条例の規制を受ける数量
 - ・ 事業所
消毒用アルコールを 80L 以上、400L 未満、貯蔵・取扱いする場合
 - ・ 個人の住居
消毒用アルコールを 200L 以上、400L 未満、貯蔵・取扱いする場合火災予防条例により届出が必要です。
- ※ これらの数量を貯蔵・取扱いする場合は、事前に以下の消防機関に連絡をお願いします。
- 1 消防法の規制を受ける数量：相馬地方広域消防本部 予防課 TEL22-4165
 - 2 火災予防条例の規制を受ける数量：貯蔵・取扱いをする市町村の消防署及び分署